

「共同親権」衆院可決へ

離婚後 77年ぶり見直し

離婚後に父母いずれかが親権者になる現行の「単独親権」に加え、双方による「共同親権」を可能とする民法などの改正案をめぐり、自民、公明、立憲民主、日本維新の会の4党が共同提出した修正案が12日、衆院法務委員会で賛成多数で可

決された。法案は、来週にも衆院本会議で可決される見通し。▼33面〓当事者の賛否割れる 親権は、未成年の子に対し、身の回りの世話や教育をする親の権利や義務。婚姻中の親権を父母双方とし、離婚後はどちらか一方とする規定は1

947年の民法改正で設けられた。改正案が成立すれば、離婚後の親権のあり方が77年ぶりに見直されることになる。改正案は、裁判によらず協議離婚する父母が合意すれば、共同親権を可能とする。父母の意見がまとまらない場合や裁判

離婚では、家庭裁判所が「子の利益」をふまえて単独か、共同かを判断する。家庭内暴力(DV)などの恐れがある場合は、家裁は単独親権にしなければならぬと明記した。父母の力関係によって共同親権に一方的に合意させられることへの危惧もある。これに対しては、協議離婚で共同親権に合意した場合は、「真意」に基づく合意なのか確認する措置を設けると付則に盛り込むことで、4党が修正合意した。(久保田一道)

当事者 割れる 賛否

制度不安 ■ 養育責任評価

共同親権法案

離婚後の父母双方が親権を持つ「共同親権」の導入を盛り込んだ法案が12日、衆院を通過する見通しとなった。当事者らの賛否はなおも分かれる。共同親権でも、片方の親だけで決められる場面もある。それはどんなケースか。法案審議では、判断の難しさも浮かんできた。

▼1面参照

12日午後、衆院法務委員会の中継をネットで視聴していた30代の女性は「議論が尽くされないままの採決に絶望している」と取材に語った。

小学生の子ともと暮らす。元夫は暴力を繰り返すし、骨折したこともあった。別居後に裁判を起し、一、二審で夫による暴力が認められたが、今も最高裁で係争中だ。改正案では、一方の親に家庭内暴力(DV)や虐待のおそれが認められれば、家裁は単独親権と決めることになってい

がる。別居親当事者らでつくる「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク(親子ネット)」

一方の親が決定 どんな時？

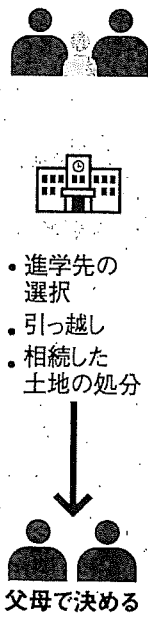
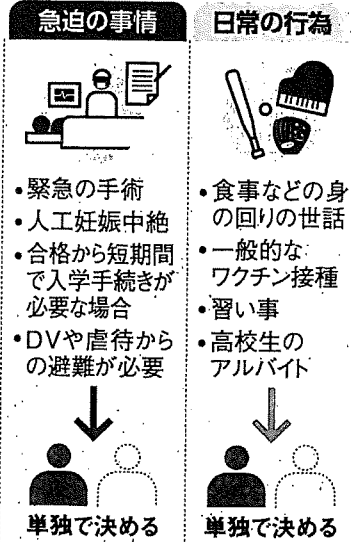
の武田典久代表(56)は、こう受け止めた。10年以上前に妻、子どもと別居。面会を求めても同居する妻が応じず、子どもと長く会えない経験をした。同様のケースは少なくない。改正案には「父母は、互いに人格を尊重し協力しなければならぬ」と親の責務が記された。面会交流や養

育費の確保についての規定も盛り込まれた。武田さんは「調停が長く続くことで、父母間の対立が必要以上に深まることがあった。父母の責任を明確にし、養育に関する制度が盛り込まれたことで、父母間で具体的な取り決めができるのではないかと評価する。(三宅梨紗子、寺島笑花)

った選択は「基本的に父母が共同して行う」と説明した。子どものことについて父母の見解が対立した場合には家裁が判断することになる。ただ、家裁の判断を待っていては間に合わないケースもあり、改正案は「子の利益のため緊急の事情があるとき」にも、片方の親だけで判断できるとしている。

共同親権となっても一方の親だけで決められる場面がある。衆院法務委員会では、どのような場面が該当するのかが論点の一つとなった。改正案は共同親権でも「監護及び教育に関する日常の行為」は一方の親だけで決められるとする。日常の行為は、食事や衣服をどうするかといった身の回りの世話、習い事の選択などが含まれると法務省は説明してきた。今月2日の法務委の質

共同親権の場合、どう決める？



イトーなども該当すると答弁。一方で、進学先や、特別支援学校・学級などのどちらに通うか、とい

どんな場合が「急迫」とされるかについて、法制審議会の部会では▽入学試験の合格発表から一定の期限までに入学手続きをしなければならぬ▽緊急に手術が必要になった」といった例が挙げられていた。法務省は5日の法務委の質疑で、人工妊娠中絶も「急迫の事情に該当する」とした。

与野党の協議を経た修正案では「日常」「急迫」の意味などについて「周知を図る」との文言が盛り込まれたほか、今後作成するガイドラインで具体的に示すとの付帯決議もついた。(森下裕介)